

いじめ防止基本方針

平成31年4月

静岡県立浜松大平台高等学校(全日制)

◆ はじめに ◆

静岡県立浜松大平台高等学校のいじめ「さしすせそ対応」マニフェスト宣言

浜松大平台高等学校教職員一同は、学校経営目標の第1に「安全、安心で心地のよい教育環境の確保」を挙げ取り組んでいます。いじめは決して、自然に鎮静化するものではありません。そのため、生徒が学校で安全、安心に過ごし、心地良い学習環境を享受できるよう、いじめには

- さ 最悪の事態を想定し
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意を持って
- そ 組織として対応する

という「さしすせそ対応」を、マニフェストとして宣言します。
マニフェストを実行する上で、全教職員の共通理解として以下の対応を実践します。

- 生徒、保護者からの訴えに、最悪の事態を想定し、真摯に傾聴します。
- 日ごろから観察に努め、小さな危機を見逃しません。
- 定期的にいじめアンケートを実施し、安心・安全な学校生活の維持と改善に活用します。
- 訴えには誠意を持って、「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」という決意とメッセージを込めて対応します。
- 「相談できる先生・相談したい先生」と、申し出のあった先生が面談します。
- 事情を聴く時には、慎重にそして素早く具体的に聴取します。
- チーム・組織として、正確な情報を収集し、教職員組織一丸となって毅然と対応します。
- 被害者の安全、人権、心の安定を最重要と考え、誠意をもって、いじめを確実に止めます。

◆ もくじ ◆

第1章 基本的な事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解

第2章 いじめの防止（未然防止）

第3章 いじめの早期発見

第4章 いじめに対する措置

- 1 基本的な対応
- 2 いじめが起きた場合の対応
- 3 いじめの解消とは

第5章 ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
- 3 早期発見・早期対応のためには

第6章 組織対応マニュアル（組織の設置）

- 1 いじめ問題に取り組む体制
- 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の組織）
- 3 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

第7章 生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、一定の人的関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法・第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をしていきます。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校のいじめ防止対策委員会と情報を共有していきます。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることをします。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がりたりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

◆ いじめの4層構造



第2章 いじめの防止（未然防止）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。そのため、

- ① 「いじめは決して許されない」との理解を促すためには？
- ② お互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには？
- ③ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには？
- ④ ストレスに適切に対処できる力を育むためには？
- ⑤ 自己有用感（充実感、達成感）を感じられる学校生活づくりのためには？
- ⑥ 保護者や地域への普及啓発のためには？
- ⑦ 互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくるためには？

を、学校の教育活動全体を通じ、生徒が自主的にいじめについて、考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組むよう、年間計画に定めます。

また、学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

第3章 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われます。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。そのため、

- ① 教職員のいじめに気付く力を高めるためには？
- ② 生徒やクラスの様子を知るためには？
- ③ 情報を共有するためには？
- ④ 相談しやすい環境づくりをすすめるためには？

を、学校の教育活動全体を通じ、年間計画に定めます。

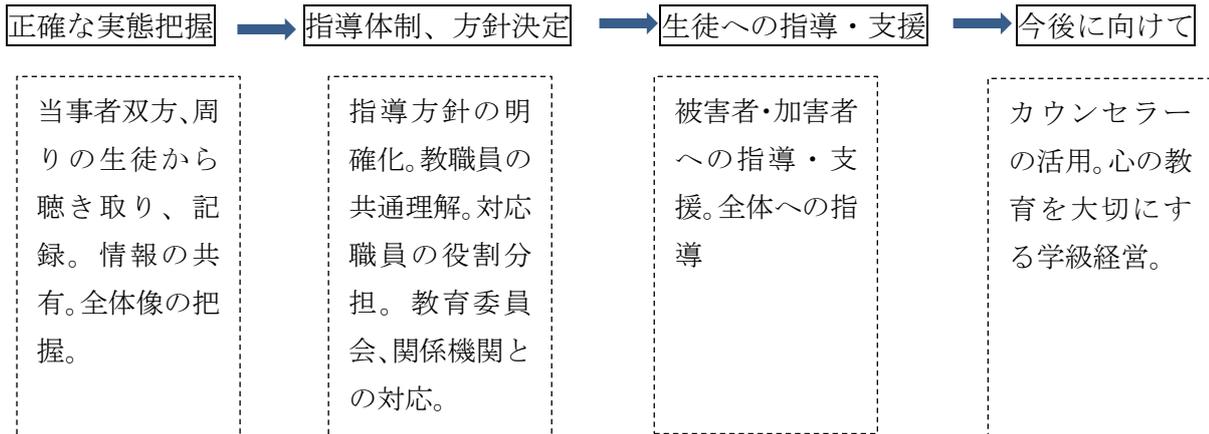
特に、心の健康調査・いじめアンケートを実施し、生徒の心の変化を早期に把握することができるように努めます。

第4章 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

1 基本的な対応



保護者との連携



<把握する情報>

◆ 誰が誰をいじめているのか？ ……………	【加害者と被害者の確認】
◆ いつ、どこで起こったのか？ ……………	【時間と場所の確認】
◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………	【内容】
◆ いじめのきっかけは何か？ ……………	【背景と要因】
◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………	【期間】

2 いじめが起きた場合の対応

いじめられた側に対して

生徒に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた側に対して生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

3 いじめの解消とは

いじめが「解消している」状態とは、

① いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

の2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。

第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

■メールでのいじめ

■ブログでのいじめ

■チェーンメールでのいじめ

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

■SNSから生じたいじめ

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要です。

保護者会等で伝えたいこと

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行なうことについて検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

生徒に理解させるポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応のためには

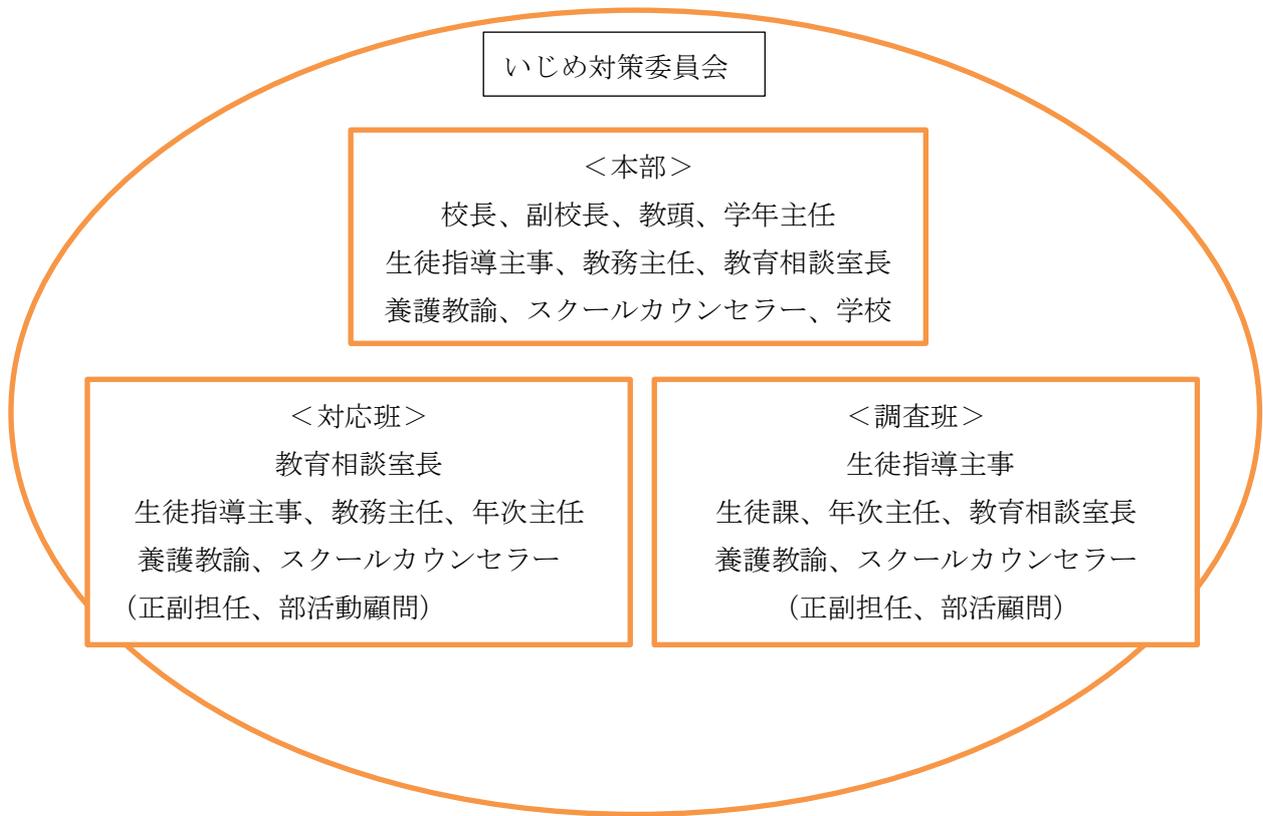
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること
- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組むこと
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携すること

(参考) 書き込み等の削除の手順

- ①ネット上のいじめの発見、生徒・保護者等からの相談
- ②書き込みの確認
 - ・掲示板のアドレスを記録
 - ・書き込みをプリントアウト
 - ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など
- ③掲示板の管理人に削除依頼
- ④③により削除されない場合、管理人の連絡先が不明な場合
- ⑤掲示板のプロバイダーに削除依頼
- ⑥③⑤の方法でも削除されない場合
- ⑦削除依頼メールの再確認
 - ・警察へ相談
 - ・法務局、地方法務局に相談
- ⑧削除確認
 - ・生徒・保護者等への説明

第6章 組織対応マニュアル（組織の設置）

1 いじめ問題に取り組む体制



2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別紙：学校全体の組織）

いじめを認知した場合は、いじめ対策委員会により今後の指導方針を立て、組織的に取り組みます。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応します。

第7章 生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

重大事態とは、次のような場合を言います。

(ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

- ① 所管教育委員会への報告と連携、マスコミ対応・・・管理職（副校長を窓口に一本化）
- ② 警察への相談、通報や児童相談所等との連携・・・教頭、生徒指導主事
- ③ 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、情報共有
相談室長、学年主任、正副担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医
- ④ 加害生徒への措置・・・生徒指導主事、生徒課、学年主任、正副担任、部活動顧問
- ⑤ いじめ対策緊急保護者会の開催・・・教務主任、総務課長、いじめ対策委員会（本部）

- いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があるため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処します。
- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたります。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施します。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努めます。